

監査第68号
令和4年8月31日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県監査委員 地頭所 恵

同 大 菌 豊

同 山 田 国 治

同 上 山 貞 茂

令和3年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により令和4年8月4日付け人第54号で審査に付された令和3年度内部統制に関する評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和3年度事務の適正な執行の確保に関する評価結果報告書

2 審査の着眼点

鹿児島県知事（以下「知事」という。）が作成した地方自治法第150条第4項の規定による事務の適正な執行の確保に関する評価結果報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が漏れなく把握されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

内部統制評価結果報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、鹿児島県監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づくとともに、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、内部統制制度（以下「制度」という。）は令和4年度から対象事務を追加し、対象機関の拡大を行ったところである。今後、内部統制をより実効性のあるものとするため、全職員が主体的に取り組むよう制度に係る理解や意識の醸成を図るとともに、PDCAサイクルによる取組を着実に進めていくことにより、制度の充実に努められたい。

5 備考

昨年度の当審査意見に対し、推進部局においては内部統制に関するマニュアル等を改訂し、リスク対応策例を示し対応策の標準化を図るなど、改善を行ったところである。

今年度の知事部局の定期監査において、令和3年度の内部統制の運用状況について、特定監査テーマとして重点的に監査を行った。

その中において、入札事務における落札決定取消や入札中止による再入札など、県民生活や県以外の第三者、県の信用等に一定の影響を及ぼす可能性があるリスク発現が評価部局等へ報告されていないなど、制度に対する職員や所属の認識が十分とは言えない状況が見受けられた。

この点を踏まえると、今後、内部統制を有効に機能させていくため、職員一人ひとりが制度を十分理解し、組織が一体となって取り組むよう、さらなる制度への理解促進を図るとともに、制度の適切な運用と事務の適正な執行の確保に向けた取組を着実に進められたい。